



地域脱炭素の加速化に向けて

2024年 11月21日

環境省大臣官房地域政策課
政策企画官 今井亮介



1. 地域脱炭素の推進
2. 脱炭素先行地域・重点対策加速化事業
3. 地域脱炭素推進交付金
4. 地域レジリエンス事業
5. 計画づくり・人材育成
6. 金融機関との連携
7. 地域脱炭素政策の今後の在り方
8. 参考（財政支援等）

地域脱炭素の推進

次期削減目標の検討と地球温暖化対策計画の見直し



- 2050年ネットゼロに向けた現行目標：2030年度46%削減、50%の高みに向けた挑戦。
- 次期削減目標：**2025年2月までの国連提出**が求められている。 ※2013年度比
- 削減目標の達成に向けた総合的な実施計画である**地球温暖化対策計画の見直し**が必要。
- 本年6月から中環審・産構審の**合同会合を開催し、各界各層の意見を聴取しつつ議論中**。
 - 第1回（6月28日）：気候変動対策の現状と今後の課題について
 - 第2回（7月30日）：経済団体等へのヒアリング（経団連、JCLP、日商、連合）
 - 第3回（8月28日）：若者・国際団体、地方公共団体へのヒアリング（Climate Youth Japan、JICA、能代市、横浜市等）
 - 第4回（9月20日）：関係省庁へのヒアリング①、GX2040ビジョン及びエネルギー基本計画の検討状況報告
 - 第5回（10月31日）：関係省庁へのヒアリング②

検討体制

中央環境審議会・産業構造審議会 合同会合
(環境省・経産省)

- ・次期削減目標の検討
- ・地球温暖化対策計画の見直し

総合資源エネルギー調査会
(資源エネルギー庁)

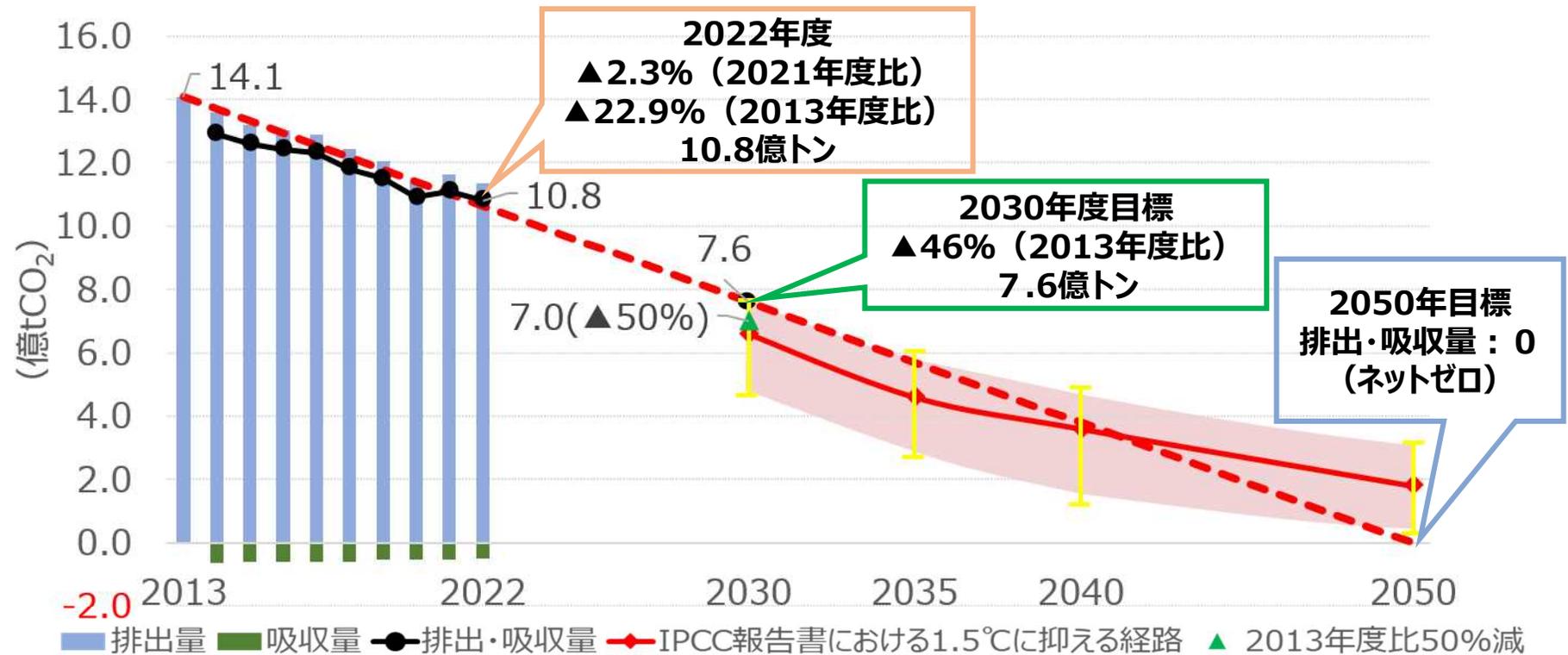
- ・エネルギー基本計画の見直し

相互に連携

GX2040ビジョン

2030年度目標及び2050年ネットゼロに対する進捗

- 我が国の2022年度の温室効果ガス排出・吸収量は、前年度比2.3%減、2013年度比22.9%減。
- エネルギー多消費産業の生産減退も大きな減少要因となっており、**排出削減と経済成長の同時実現が鍵**。



○ 温暖化を1.5℃又は2℃に抑える経路の世界全体の温室効果ガス (GHG) 及びCO₂削減量

		2019年の排出水準からの削減量(%)			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C(>50%)に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [48-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]
温暖化を2°C(>67%)に抑える	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]
	CO ₂	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]

※1：上の図の赤い帯の範囲は、2023年3月に公表されたIPCC第6次評価報告書統合報告書において示された1.5℃に抑える経路における世界全体の温室効果ガス排出削減量(%)を仮想的に我が国に割り当てたもの。
 ※2：当該報告書では、モデルの不確実性などを加味し、1.5℃に抑える経路は幅を持って示されているため、2030年、2035年、2040年、2050年時点における排出量は黄色線で幅を持って示している。また、その代表値をつないだものを赤色の実線で示している。

我が国の次期削減目標の検討状況



【背景】

- IPCCの科学的知見等も踏まえ、**1.5℃目標に整合した野心的な削減目標**が求められている。
- **脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の同時実現**が必要。



【国内の動向】

- 直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は、過去最低値を記録し、2050年ネットゼロに向けた順調な減少傾向を継続しているものの、**2030年度の削減目標は極めて野心的**なものであり、**その達成は依然として決して簡単なものではない**。
- 昨年には「GX推進法」等に基づき、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の同時実現に向けたGXの取組が加速化。生成AI等によるDXやGXの進展に伴う電力需要増加が見込まれる中の**エネルギーを巡る不確実性**の高まり、**脱炭素エネルギー供給拠点の地域偏在性**、海外諸国と比べて**相対的に高い再エネコスト**などが課題。



こうした状況を踏まえ、**GX2040ビジョンやエネルギー基本計画見直しの議論とも整合を図りながら、来年2月の次期削減目標の提出を目指し、年末に向けて議論を深めていく**

地域脱炭素の推進

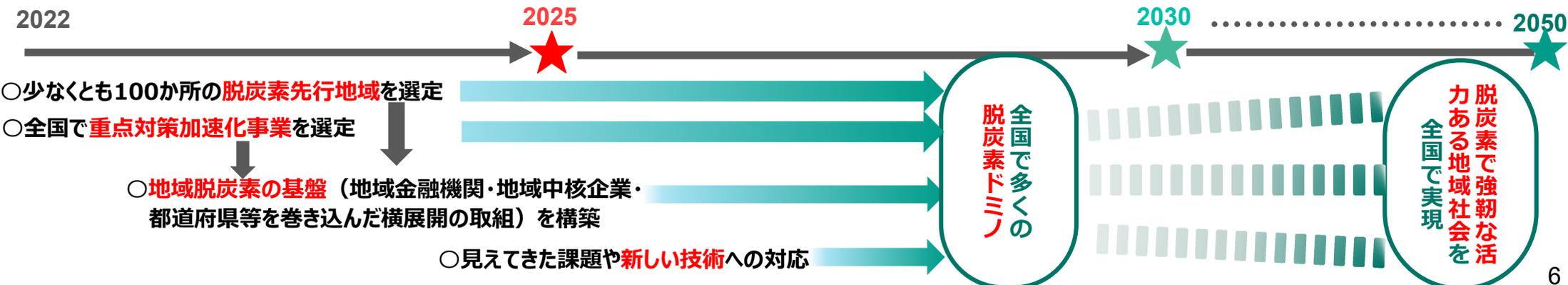
地域脱炭素とは

- 2050年度カーボンニュートラル・2030年度46%温室効果ガス削減目標の実現に当たっては、**地域特性に応じた再生可能エネルギーの最大限の導入が不可欠**
- そのためには**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が重要**
- 地域脱炭素の推進**は、足元のエネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換にもつながると同時に、未利用資源を活用した産業振興や非常時エネルギー源確保による防災力強化、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、様々な**地域課題の解決にも貢献し地方創生に資する**

地域脱炭素ロードマップの主要施策

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定・同年10月22日閣議決定地球温暖化対策計画）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金**（令和4年度創設、令和7年度概算要求額：762億円、令和6年度予算：425.2億円）により、

- ①**脱炭素先行地域**：脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所選定**し、2030年度までに実施
- ②**重点対策加速化事業**：全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB（ゼロエネルギービルディング）、ZEH（ゼロエネルギーハウス）、EV（電動車）等の**重点対策加速化事業**を実施



地域脱炭素（地域GX）×地方創生

第13回GX実行会議（10月31日）
の環境省資料



- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
- 地域公共交通の維持確保
- 少子化対策への活用
- 地域の伝統文化の維持に対する支援 等

産官学金労言



データに基づく自治体の区域の脱炭素化の取組①

- 自治体は、自らの事務事業やその区域の取組について、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体実行計画「**事務事業編**」、「**区域施策編**」を策定し、取組を推進。
 - ・事務事業編：**自治体自らの事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減計画**
(全自治体に計画策定義務)
 - ・区域施策編：**自治体の区域全体の温室効果ガス排出量の削減計画**
(都道府県(47自治体)・指定都市(20自治体)・中核市(62自治体)・旧特例市(23自治体)は計画策定義務、その他市町村(1,636自治体)は努力義務)
- 「事務事業編」は自治体の**92.7%**、「区域施策編」は自治体の**40.7%** (義務自治体100%、努力義務自治体35.1%) が策定している。

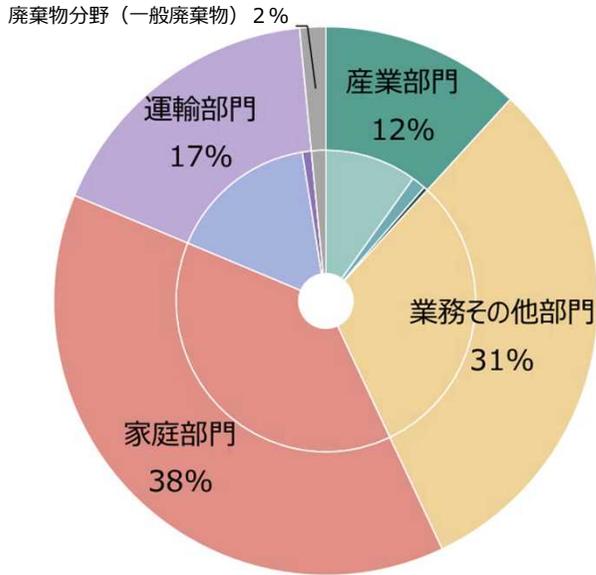
支える仕組み

- 環境省として地方公共団体実行計画の策定を支援する観点から、支援ツール等を整備・提供。
 - ・**CO2排出量の簡易把握・可視化**
→**自治体排出量カルテ**…都道府県別エネルギー消費統計等の公表データを基に、自治体ごとの部門別CO2排出量を簡易的に推計。自治体ごとの排出構造や排出特性に応じた施策検討に有用。
 - ・**再エネ導入ポテンシャル等の可視化**
→**REPOS**…全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報を掲載。再エネ導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報(例:鳥獣保護区の指定状況)等も併せて掲載。再エネ適地の抽出や再エネ導入目標の検討を支援。
 - ・**地域経済の全体像・資金流入出を可視化**
→**地域経済循環分析**…統計データを基に、地域経済の全体像と、地域外からの資金の流入出を可視化。再エネ導入等による経済波及効果をシミュレーションし、脱炭素に係る事業の検討等を支援するシステム。

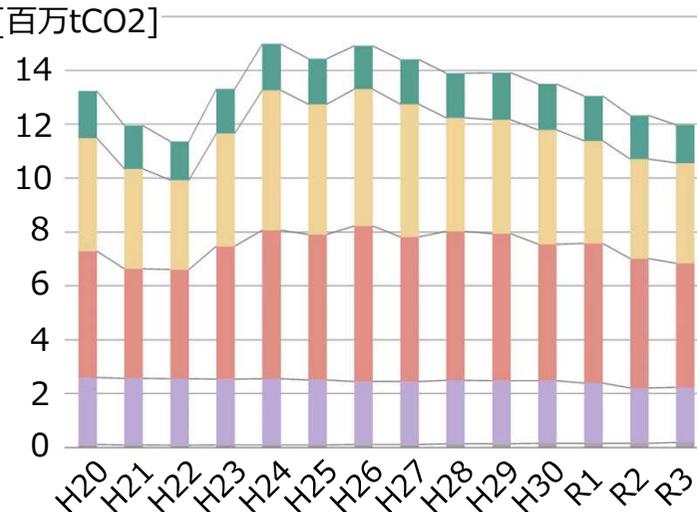
データに基づく自治体の区域の脱炭素化の取組②

自治体排出量カルテ

【部門・分野別CO2排出量構成比(R3,札幌市)】

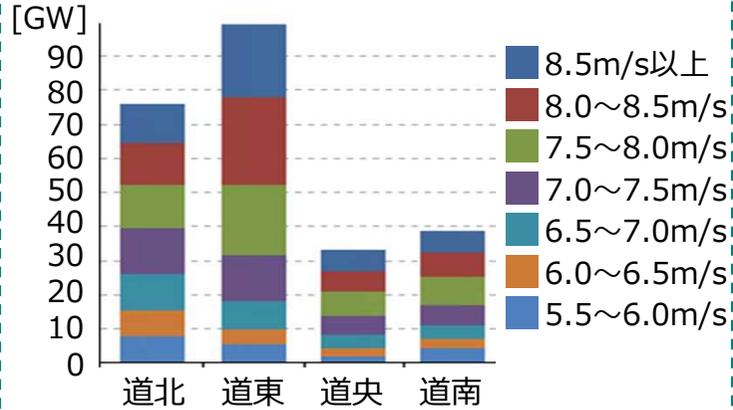


【部門・分野別CO2排出量の推移(札幌市)】

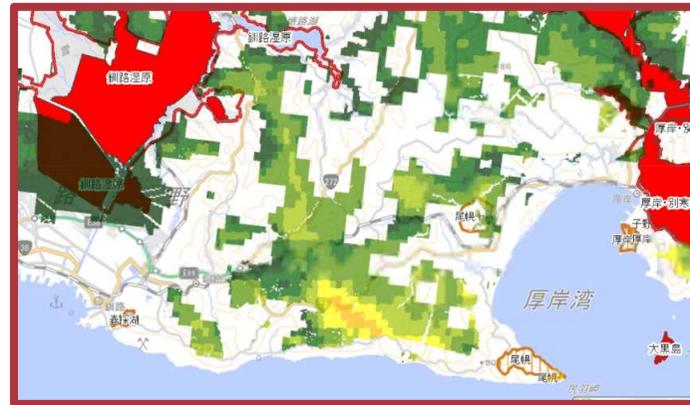


REPOS

【ポテンシャル推計 (陸上風力,北海道)】



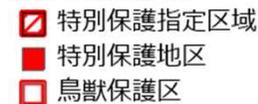
【ポテンシャルマップ (陸上風力,釧路市周辺)】



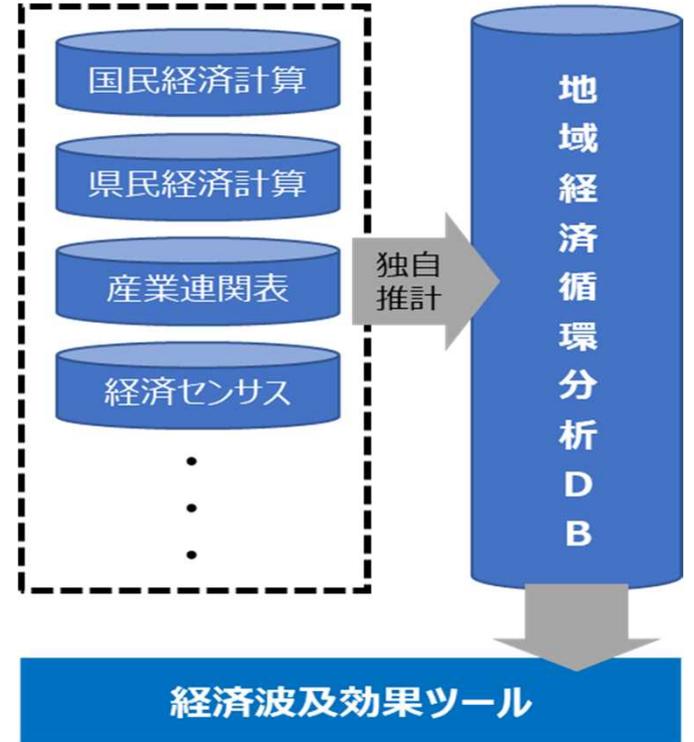
陸上風力 (地上高80m)



国指定鳥獣保護区



地域経済循環分析



- ▶ 地域経済の全体像と域外からの所得の流入を「見える化」し、資金の流れ、産業間のつながり、経済構造を簡単に把握が可能
 - ・地方公共団体を選ぶだけの簡単操作
- ▶ 再エネ等の導入により、地域にどれだけの経済波及効果が生まれるかシミュレーションすることが可能。
 - ・条件を入力するだけの簡単操作。標準設定により詳細施策がなくても試算可能。
 - ・関係者への説明資料として活用することが可能。

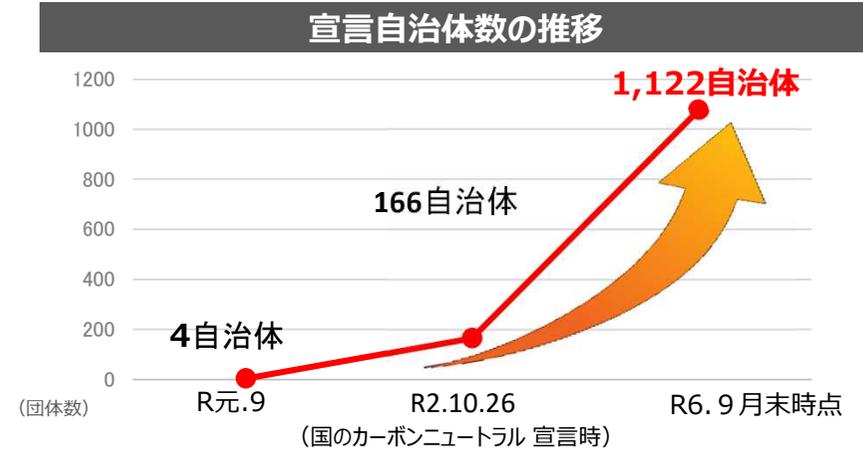
地方公共団体による脱炭素の取組の加速化

- 東京都・京都市・横浜市をはじめとする**1,122自治体**（46都道府県、624市、22特別区、372町、58村）が「**2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ**」（**ゼロカーボンシティ**）を表明。

- 都道府県・市区町村において、温対法に基づき区域内の温室効果ガス排出削減等を行うための**地方公共団体実行計画を策定済みの団体**は、令和元年10月には**569団体**であったが、令和5年10月には**727団体**になる等、**地域脱炭素の動きが加速化**。（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。）

- **独自条例**の動きとして例えば、

- ・**東京都**や**川崎市**では、令和7年4月から**建築物への太陽光発電設備等の設置が義務化**。（**大規模建築物は建築主を、住宅等の小規模建築物はハウスメーカー等が義務対象者新築・増築等の建築物が対象、既存の建築物は対象外**）
- ・**宮城県**は、0.5ヘクタールを超える**森林（国有林・地域森林計画対象）**を開発した区域に設置された**太陽光、風力、バイオマス発電設備**を対象に、**法定外税を新設**。（令和5年11月に総務大臣同意、**令和6年4月に施行**。温対法に基づく再エネ促進区域等は**非課税**）



すべての地方公共団体において求められる取組 ～「宣言」から「実行」へ

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、かつ、**政府実行計画に準じた取組を行う**ことが求められている。
 - ※ 政府実行計画では、**2030年度までに50%削減**（2013年度比）の目標を掲げ、以下の取組を記載。
政府実行計画に含まれていない上下水道や廃棄物処理等については、各団体の実状にあった取組を適宜追加。
- 「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」において、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、**地域脱炭素の基盤となる重点対策**（地域共生・ひ益型の再エネ導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）**を率先して実施**することが求められている。

政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

自治体が主導する脱炭素に向けた国民運動・ムーブメント

- 自治体は地域脱炭素を推進するため、**事業者・住民等の各層を巻き込んだ会議体の設置**（推進体制の構築）や**イベント・アプリ等を活用し行動変容を促す**等、脱炭素の取組を推進する動きがみられている。
- また、東京都や川崎市、仙台市、相模原市等のように**独自条例**（太陽光発電設備等の設置義務付け条例等）を**制定又は制定に向けた検討を進めている自治体**もみられている。
- 加えて、**地域の中核事業者においても関係者を巻き込み脱炭素の取組を推進する動き**もある。
（事業者の例）
 - ・山陰合同銀行：取引先の脱炭素経営を推進・支援するため排出量の可視化や目標設定・進捗管理等を行うシステムを独自開発し無償提供

福島県（官民一体となった取組）

- ・2050年CN実現に向けて、知事を代表とした「**ふくしまカーボンニュートラル実現会議**」を2023年に設立。県民・民間団体・事業者・行政等と連携して取組を推進し、216団体（例：商工会議所連合会、銀行協会、農業協同組合等）等が参画。
- ・例えば、宅配便の再配達によるCO2を削減するため、「みんなでアクション！置き配活用プロジェクト」として**住民参加型（300世帯参加）**で地域の**再配達個数ゼロ**を目指した活動を実施。アンケート調査の結果、約4ヶ月間で、約90%が再配達削減に繋がり、1,825回置配が活用された。

浜松市（官民一体となった取組）

- ・2024年から「浜松市脱炭素経営支援プロジェクト2030」を開始し、**市、商工会議所、産業支援機関、金融機関、地域エネルギー会社からなる「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム」**を構築。
- ・当該コンソーシアムを通じて、**中小企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援**を実施。市は太陽光発電設備の導入に対して再エネ交付金を活用するとともに市が市費による上乗せ協調補助等を行う。また、商工会議所はセミナーの開催や省エネ診断の取組支援、金融機関は脱炭素経営の目標や計画策定支援のほか伴走支援のノウハウを蓄積し他地域へ展開をする等、**各主体が役割分担・連携しながら支援を実施**。

千葉市（イベント等を通じた市民を巻き込んだ取組）

- ・幕張メッセで開催するイベント（音楽イベントやXGames等）や動物園において、イベント参加者や入園者が使用した割り箸を用いて**好きなアーティストや写真を撮りたい動物等への投票を実施**する（R6年度は**4回実施**）等、**イベントを通じた脱炭素に関する理解醸成**を図っている。
- ・なお、回収した割り箸は、燃料チップ化しバイオマス発電の燃料として活用。

尼崎市（DXを活用した行動変容に関する取組）

- ・市が**独自開発した電子地域通貨**を活用し、**脱炭素やSDGsの達成につながる行動や買い物をするとポイントが付与**され、市内の取扱加盟店で1ポイント1円で食事や買い物等で使用できる制度（**あま咲きコイン**）を創設。
- ・令和3年7月より開始し、**12万人以上が参加**（市の人口は約45万人）。脱炭素先行地域の取組と合わせて、尼崎市の**脱炭素と経済の活性化の同時達成**を推進。

その他（太陽光発電設備等の設置義務付け独自条例の制定等）

- ・東京都や先行地域である**川崎市**では、令和7年4月から**建築物への太陽光発電設備等の設置が義務化**（大規模建築物は建築主を、住宅等の小規模建築物はハウスメーカー等が義務対象者新築・増築等の建築物が対象、既存の建築物は対象外）。
- ・先行地域や重点対策加速化事業に採択されている**長野県、仙台市、相模原市等**では同様の**条例制定の動き**がみられている。

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業

脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

$$\text{民生部門の電力需要量} = \text{再エネ等の電力供給量} + \text{省エネによる電力削減量}$$



スケジュール

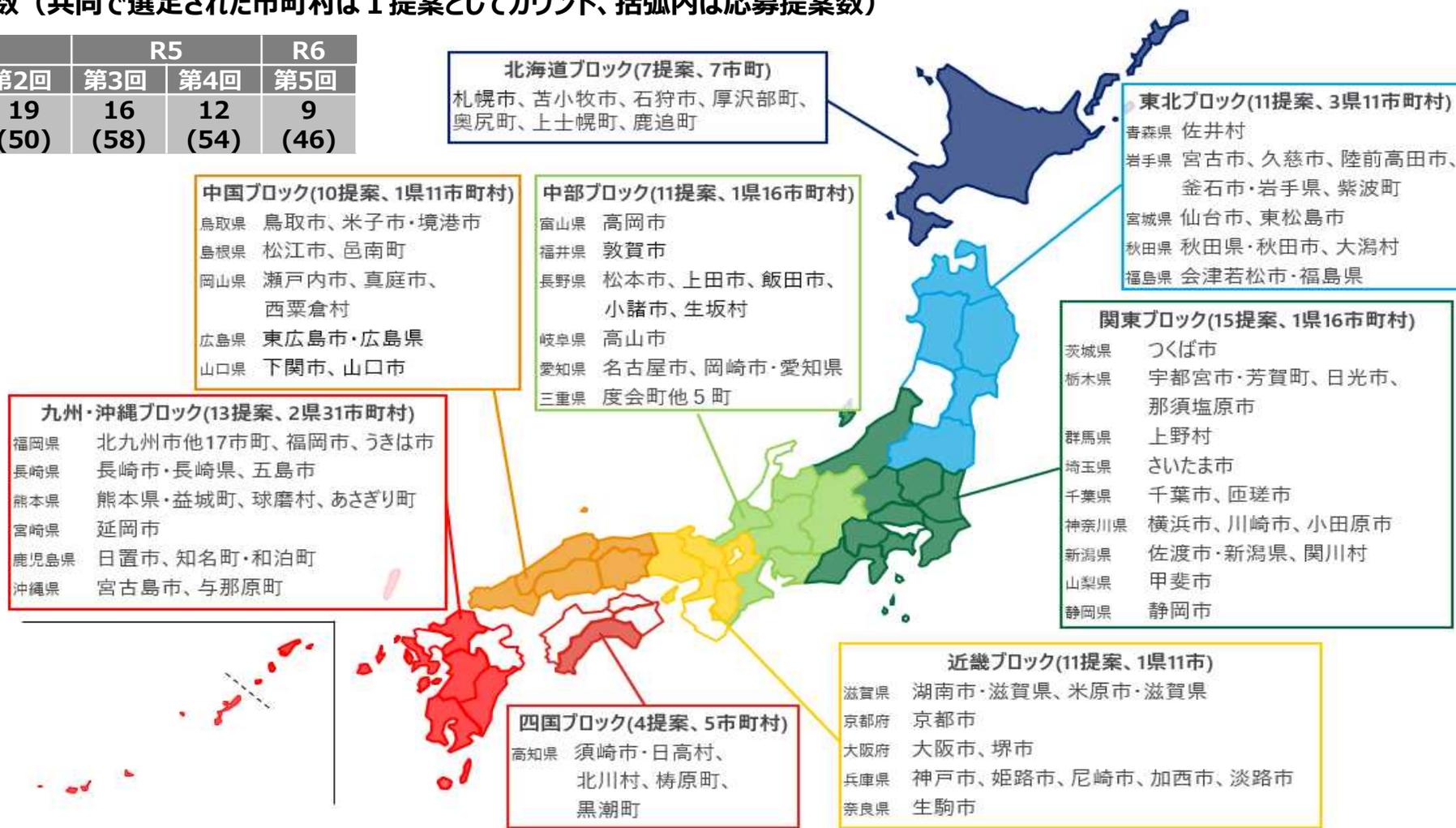
	第1回選定	第2回選定	第3回選定	第4回選定	第5回選定	第6回選定
募集期間	<2022年> 1月25日～2月21日	<2022年> 7月26日～8月26日	<2023年> 2月7日～2月17日	<2023年> 8月18日～8月28日	<2024年> 6月17日～6月28日	未定
結果公表	4月26日	11月1日	4月28日	11月7日	9月27日	未定
選定数	26 (提案数79)	20 (提案数50)	16 (提案数58)	12 (提案数54)	9 (提案数46)	-

脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第5回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第5回までで、全国38道府県108市町村の82提案（38道府県67市32町9村）を選定し、取組を実施。

年度別選定数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
26 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)



地域特性に応じた取組事例（脱炭素先行地域）①

畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化 （北海道上士幌町）

<対象エリア>

町内全域

<取組内容>

- 畜産ふん尿を活用した**バイオガス発電**及び町有地等を活用した**大規模太陽光発電**等の再エネを、地域において実績のある**地域新電力「かみしほろ電力」**に供給することにより、かみしほろ電力の体制強化及び供給件数の拡大を図り、町全域の民生部門を脱炭素化
- 災害時に**防災拠点**となる役場庁舎等の**主要な公共施設**において**マイクログリッドを構築**し、レジリエンスを強化



バイオガスプラント

RE100産業団地の創出×データセンター等誘致 （北海道石狩市）

<対象エリア>

石狩湾新港地域内REゾーン、公共施設群

<取組内容>

- 石狩湾新港地域内の**REゾーン**に立地する電力消費の大きい**データセンター**及び周辺施設に対して、**太陽光発電設備**と**木質バイオマス発電設備**、**洋上風力発電**から再エネ電力を供給
- 再エネポテンシャルを地域の優位性とし、**更なる産業集積**を目指す
- 木質バイオマス発電の**燃料の地産地消・安定調達**に向けて、森林組合や林業事業者等から成る**未利用バイオマス供給協議会**を設立



石狩湾新港洋上風力発電所



京セラゼロエミッションデータセンター

地域特性に応じた取組事例（脱炭素先行地域）②

業務集積地区の脱炭素化（オフサイトPPA・地域間連携） （神奈川県横浜市）

<対象エリア>

みなとみらい21地区の民間・公共オフィス、商業施設等

<取組内容>

- **MM21**の施設への太陽光発電設備の導入に加え、市内郊外部の**未利用スペース（市営住宅や調整池等）**に新たに導入する**太陽光発電設備**や既設の**廃棄物発電、風力発電**等から再エネ等を供給
- さらに連携協定を締結した**東北13市町村等から再エネを調達**
- 「**みなとみらい二十一熱供給株式会社**」の**熱供給事業**において、既存プラントの熱源の更新・増強及びエネルギー使用効率の高い最新鋭機器を導入した新プラントの建設



みなとみらい21含む市内沿岸部

脱炭素×農地再生 （千葉県匝瑳市）

<対象エリア>

中央地区（公共・商業施設が集積）、飯倉地区（福祉・医療施設等が集積）、豊和・春海地区（オフサイト供給の拠点）

<取組内容>

- **営農型太陽光発電**による売電収入、バイオ炭販売やそのカーボンクレジット収益等の**新たな収入源を確保する農業経営モデルを構築**することで、高収益化や新規就農者確保、関係人口増加を推進
- 営農型SSの再エネを**地域新電力「しおさい電力」**が需要家へ供給
- 「**市民エネルギーちば**」が中心となって運営する**ソーラーシェアリング・アカデミー**を通じ、**市内外へ営農型太陽光発電のノウハウ共有等**を実施



営農型太陽光発電(豊和・春海地区)



営農型ペロブスカイト太陽電池の
実証実験

地域特性に応じた取組事例（脱炭素先行地域）③

脱炭素×地場産業育成（使用済みPVリサイクル） （富山県高岡市）

<対象エリア>

中心市街地、福岡金属工業団地

<取組内容>

- 中心市街地等への**太陽光発電設備等の導入**を推進
- **市の基幹産業であるアルミ産業**を巻き込み、先行地域内外で発生する**使用済み太陽光発電設備**を**再生アルミ資材**に**マテリアルリサイクル**し、資源循環を推進、省エネ改修や創エネ設備の設置に活用
- 廃アルミの資源循環の取組拡大によって**地域循環経済を確立**、**産業の活性化**を目指す



高岡市中心市街地



福岡金属工業団地

地域協同型小水力発電による地域資金循環 （岐阜県高山市）

<対象エリア>

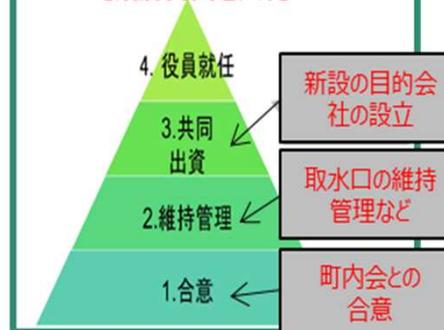
小水力発電立地町内会・旧町村市街地（20エリア）

<取組内容>

- 地域住民に予め維持管理や共同出資などの地域参画や地域貢献手法を発電事業者から提示して合意形成を図ることで**地域協働型小水力発電**を整備する「**飛騨高山モデル**」を更に推進
- 事業で得られた**収益の一部**を地域のまちづくりの取組等の原資とすることにより、**地域サービスとして還元**
- **地域新電力「飛騨高山電力」**が、小水力発電の電力供給に加え、製材端材による**木質バイオマス発電**の熱電併給を実施することで、**再エネの地産地消**と**地域経済循環の実現**を目指す

地域協働型の小水力発電所整備

【飛騨高山モデル】



飛騨高山モデル



小水力発電施設

脱炭素×地域公共交通維持確保 （長野県上田市）

<対象エリア>

上田電鉄別所線沿線、沿線6自治会、沿線公共施設群

<取組内容>

- **上田電鉄別所線**において鉄道用送電設備を活用した自営線マイクログリッドを構築し、平時は別所線の**ゼロカーボン運行**を実現するとともに、**災害時のレジリエンス強化**。
- 地域エネルギー会社が太陽光発電等を導入し**沿線住民に対し再エネを供給するとともに、契約時に乗車時に使えるポイントを付与**。全国的な課題である赤字ローカル線に対し、地域の再エネ供給を通じた**電気料金削減と沿線住民による利用促進**を目指す。



上田電鉄別所線

脱炭素×観光地活性化・防災力強化 （島根県松江市）

<対象エリア>

国宝松江城周辺エリア、松江しんじ湖温泉エリア、玉造温泉エリア、美保関観光旅館エリア、防災拠点群、市有遊休地群

<取組内容>

- 歴史的な景観の保存と脱炭素を両立させ、観光地としてのブランド力と防災力の向上、住民や観光客が安心して生活・滞在できるまちづくりの推進、**観光産業の活性化による賑わいの創出**を図る。
- **温泉・宿泊施設に高効率ヒートポンプ給湯システムやソーラーカーポート等**を導入。景観条例により太陽光発電の設置が困難なエリアには**家庭・法人向けの100%再エネ電力メニュー**を供給。
- 松江城の**堀川遊覧船を電動化**するとともに、観光地でのグリーンスローモビリティの導入、**Jブルークレジットを活用した個人型旅行商品**の販売等に取り組む。



国宝松江城



電動化された堀川遊覧船

重点対策加速化事業の選定自治体（令和4年度～令和6年度）

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、149自治体を選定（35府県、88市、26町）

令和4年度開始	令和5年度開始	令和6年度開始
32自治体 (11県、15市、6町)	77自治体 (18県、47市、12町)	40自治体 (6府県、26市、8町)

中国ブロック(4県、10市町)

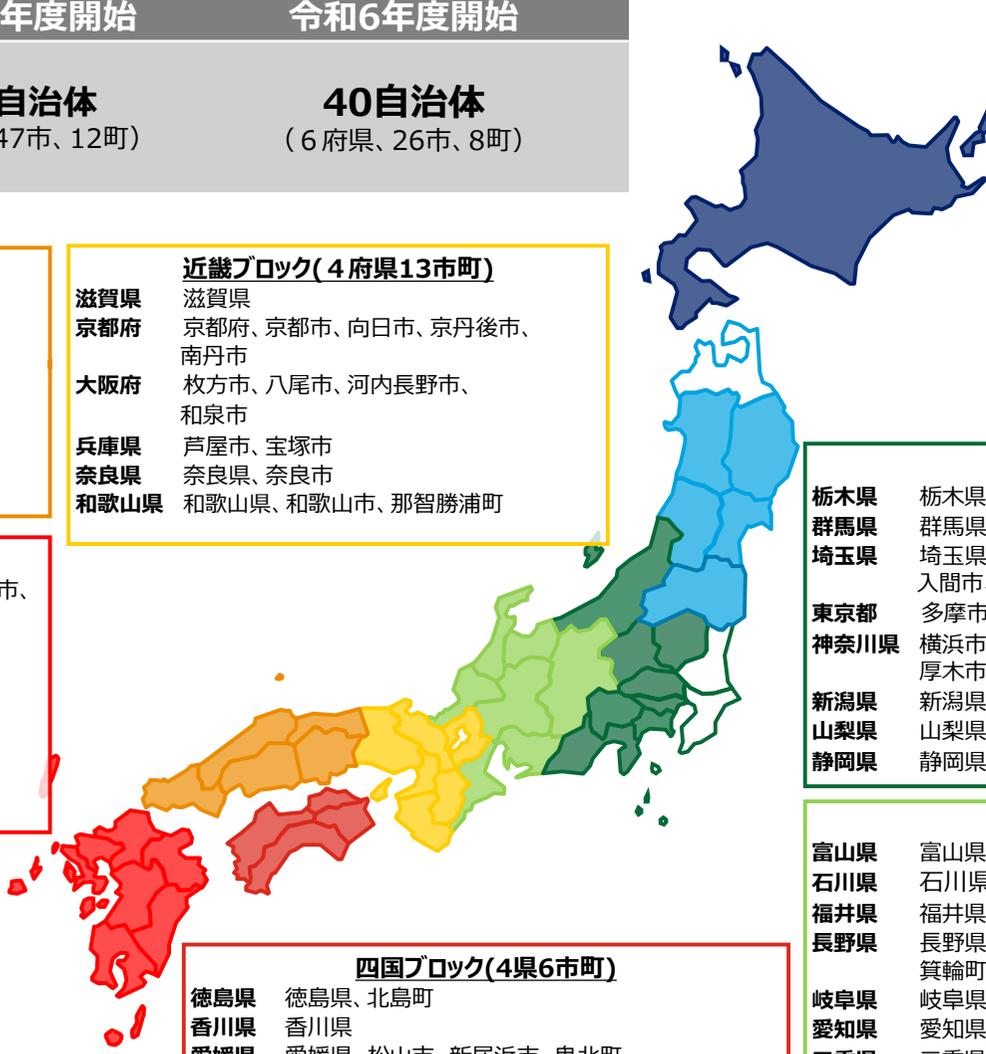
鳥取県 鳥取県、南部町
島根県 島根県、出雲市、美郷町
岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県 山口県

近畿ブロック(4府県13市町)

滋賀県 滋賀県
京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市
兵庫県 芦屋市、宝塚市
奈良県 奈良県、奈良市
和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

九州ブロック(6県、15市町)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県 鹿島市
長崎県 長崎県、松浦市
熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市
大分県 大分県、中津市
宮崎県 宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市



北海道ブロック(10市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、土幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(4県、12市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
秋田県 鹿角市
山形県 山形県、山形市、長井市
福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県24市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市
群馬県 群馬県
埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市
東京都 多摩市
神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市
山梨県 山梨県
静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、24市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県 福井県、越前市
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曾町、小布施町
岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県 三重県、いなべ市、志摩市

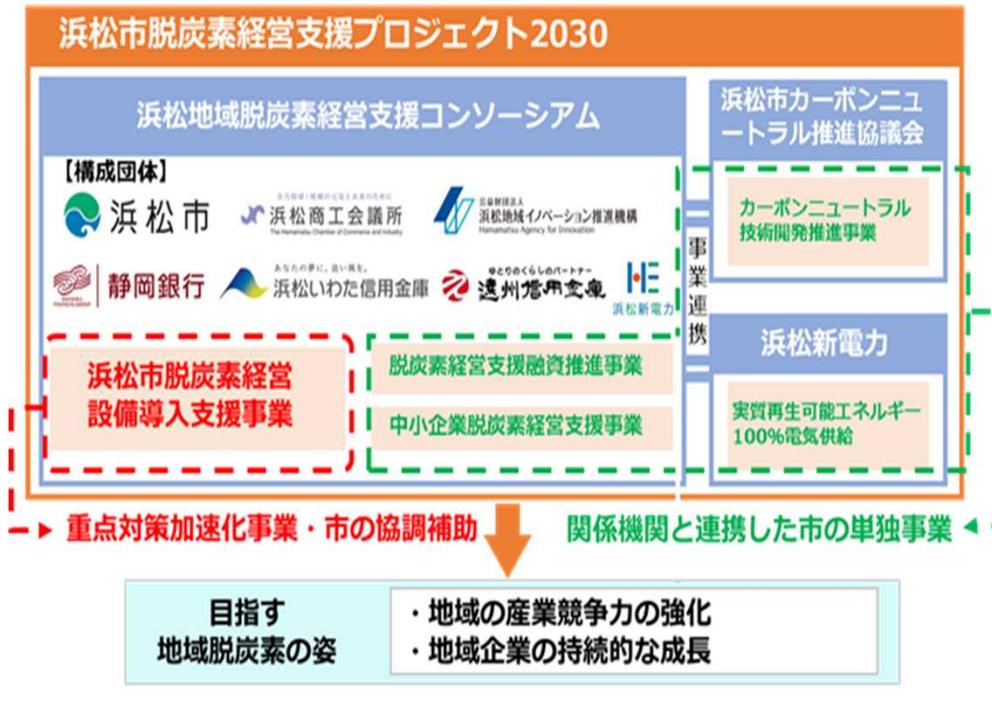
四国ブロック(4県6市町)

徳島県 徳島県、北島町
香川県 香川県
愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町

重点対策加速化事業の取組事例①

産官学金による地域企業の脱炭素化支援 (静岡県浜松市)

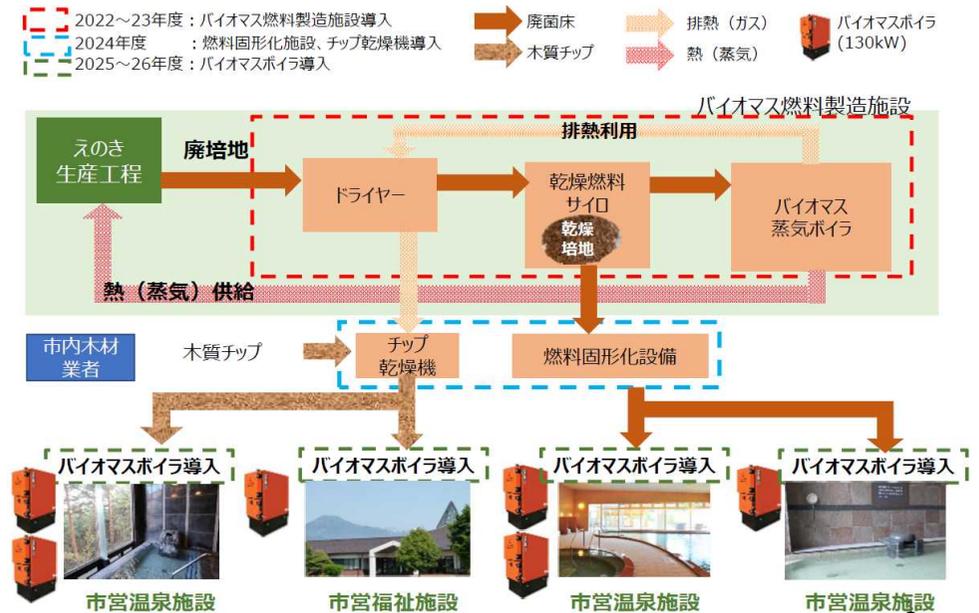
- 2024年から「浜松市脱炭素経営支援プロジェクト2030」を開始し、**市、商工会議所、産業支援機関、金融機関、地域エネルギー会社**からなる「**浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム**」を通じて、地域企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施する。
- 事業実施にあたって、**融資手数料の補助制度の創設や、市職員の脱炭素アドバイザー資格の取得によるスキル向上**など市の**単独事業**を企業支援に活用するとともに、設備導入については本交付金を活用し、**太陽光発電設備の導入に対しては市費による上乘せ協調補助を行う**など、地域企業の脱炭素経営を総合的に支援する。



脱炭素×林業（きのこ生産）活性化 (長野県安曇野市)

- 長野県は、きのこ生産量が国内トップであるが、生産に伴って発生する**廃培地の処理に苦慮**している。安曇野市は、**廃培地を乾燥・固形化することでバイオマスボイラ向けの燃料として、地産地消**する計画。
- バイオマス燃料製造施設を導入することで、**廃培地の燃料化**だけでなく隣接するきのこ工場やチップ乾燥機への**熱供給が可能**になる。作成されたチップや固形燃料は、市営の温泉施設や福祉施設のバイオマスボイラーで利用され**化石燃料からの転換に寄与**する。
- 従来は廃培地の処理に費用が発生していたが、燃料化することで、収益化も可能になり、**全国的な課題である廃培地利用の先進事例**となることを目指す。

バイオマス利用スキーム



重点対策加速化事業の取組事例②

地域エネルギー会社による地域還元型モデル (愛知県半田市)

- 地元建設会社（八洲建設株式会社）の関連会社（株式会社ビオクラシックス半田、株式会社にじまち）や地域金融機関（半田信用金庫、知多信用金庫）が出資する地域エネルギー会社（半田・知多地域エネルギー）等が、公共施設・事業者への太陽光・蓄電池の導入をPPA方式で実施することを想定している。
- 地域エネルギー会社は、上記の余剰電力に加え、オフサイトPPA方式によるため池太陽光やソーラーシェアリングの電力を公共施設に供給し、**利益は、地方公共団体との協定に基づき、再エネへの投資や子育て支援、脱炭素に関する産業観光ツーリズムの企画等を通じて地域に還元**する。
- なお、個人への蓄電池の導入に対して、**愛知県の単独事業と連携した上乗せ協調補助**を実施。



脱炭素×田園都市モデル (埼玉県春日部市)

- 埼玉県が支援する「**埼玉県版スーパー・シティプロジェクト※**」の区域となっている**駅周辺を重点区域と設定**し、太陽光・蓄電池について個人向けについては、重点区域における導入を、事業者向けについては、重点区域及び工業団地等における導入について優先的に採択し、重点区域については、**補助額を高め**する。
※持続可能なまちづくりを行う市町村を埼玉県が支援するプロジェクト
- 個人向け太陽光・蓄電池の補助に対して、市費による**上乗せ協調補助**を実施する。
- **公共施設でのオンサイトPPA**や**水田地域でのオフサイトPPA**を行うことにより、地産地消を促進し、**2028年までに公共施設において調達する電力の70%（市庁舎については100%）を再エネへ転換**する。
- コミュニティバスのEV化を行うとともに、本交付金を活用して導入する太陽光発電設備の再エネにより充電し、**公共交通のグリーン化**を推進する



重点対策加速化事業の取組事例③

脱炭素×林業活性化 (島根県)

- 事業者向け補助について、温暖化対策に関する独自目標を設定・宣言している「しまねストップ温暖化宣言事業者」を対象とすることで、当該事業者を対象とした省エネ診断等のソフト事業と連動して県内事業者の脱炭素化を進める。
- 個人向け補助として、森林県の強みを活かし、**県産木材「しまねの木」を活用したZEH、ZEH+への補助**により、家庭部門の脱炭素化、循環型林業を推進する。その際、**県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体（中小工務店が中心）が建築した住宅を対象**とすることで、中小工務店を育成。

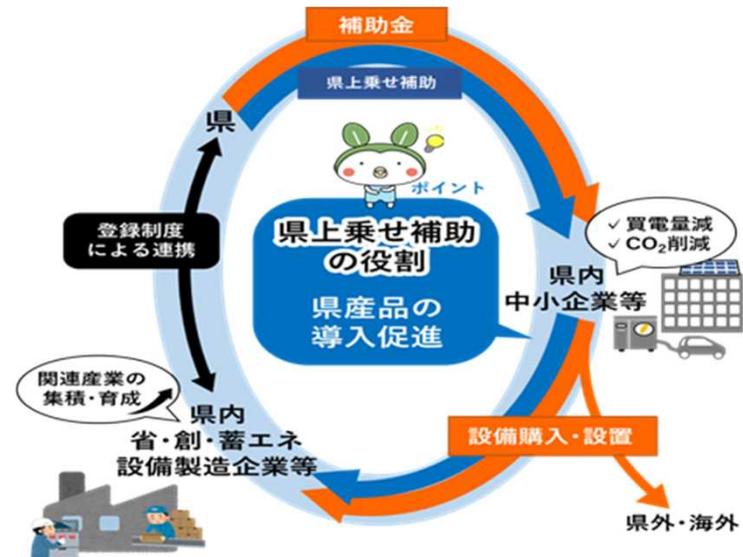
県産木材「しまねの木」を活用した住宅



脱炭素×地場産業育成 (山口県)

- 瀬戸内海沿岸地域の**日射量**、日本海沿岸地域の**風況**、内陸山間地域の**林産資源や河川**など、**再エネの恵まれた資源**を有している。
- 県内には、太陽光パネルや太陽熱温水器などの製造メーカーをはじめ、**再エネに関連する先端的な技術を有する企業が集積**している。
- 省・創・蓄エネ関連産業が多く立地している特色を踏まえ、「**山口県産省・創・蓄エネ関連設備登録制度**」を活用する事業において、**県内事業者の育成**を図る。
- 太陽光発電設備やEV・充放電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な県有施設を選定し、**ゼロカーボン・ドライブの普及啓発拠点として整備**する。

取組イメージ



※民間事業者向け間接事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を契機とした地域における 脱炭素の基盤構築（波及効果）



○令和4年度よりスタートした脱炭素先行地域、重点対策加速化事業では、**地域脱炭素の基盤構築（先行地域等の範囲を超えて活動をし得る地域金融機関・地域の中核企業・都道府県等を巻き込んだ取組）**を重視。

＜地域における脱炭素の基盤構築（波及効果）の主な例（脱炭素先行地域、重点対策加速化事業）＞

都道府県牽引型	熊本県が、先行地域を契機に県主導の地域エネルギー会社を設立し、太陽光・バイオマス発電設備等を導入して阿蘇くまもと空港と隣接する産業集積拠点に再エネを供給。当該拠点に RE100を目指す企業等の誘致に加え、県全域における中小企業等への再エネ供給を目指す	都道府県牽引型（垂直連携）	岐阜県、三重県、香川県、長崎県などが、県内市町村の家庭や事業所向け太陽光発電設備導入に係るノウハウが乏しいことを踏まえ、市町村経由の補助制度を重点対策加速化事業を活用して創設。仕様の作成等を支援することで、再エネ設備導入ノウハウの市町村への展開を図る
地域間連携型	連携中枢都市の北九州市が、 圏域17市町 への再エネ導入の計画づくりを地域エネルギー会社と連携して実施するとともに、採算性の悪い施設も含められる等のPPAの実施方法を工夫し、圏域の各市町における導入を加速化する ソーラーシェアリングの実績が豊富な匝瑳市が、ソーラーシェアリングに取り組む自治体（ 関川村、米原市、あさざり町、江戸川区 ）と協定を締結、ノウハウの共有や太陽光パネルの共同調達による調達コスト低減等に取り組む	地域間連携型	熊本市が中心となって、 熊本連携中枢都市圏（8市10町2村） に対する太陽光発電設備・蓄電池の導入を行うとともに、圏域においてPPA方式での太陽光発電設備導入のノウハウを共有し、事業の効率化や水平展開を図る
地域エネルギー会社連携型	湖南省の地域新電力（ こなんウルトラパワー(株) ）が、湖南省の先行地域づくり事業において、 PPA方式 で太陽光設置を行うとともに、余剰電力の買い取り及び利益の地域還元を実施し、 当該モデルを周辺自治体に展開	地域エネルギー会社連携型	半田市の重点を契機に、地元中核企業や地域金融機関が出資する地域エネルギー会社（ 半田・知多地域エネルギー(株) ）が設立され、公共施設・事業者への太陽光発電設備・蓄電池導入を実施するとともに、利益を半田市との協定に基づき地域還元
地域金融機関連携型	湖南省の共同提案者である 滋賀銀行 が、先行地域を契機に、太陽光発電を取り付ける住宅の新築・増改築を対象として 適用金利や保証料を引き下げる住宅ローン を令和5年度に創設し、 先行地域外においても提供を開始	地域金融機関連携型	浜松市、静岡銀行、浜松いわた信用金庫、遠州信用金庫等からなる「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム」を通じて、中小企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施し、金融機関が伴走支援のノウハウを蓄積し、他地域へ展開
中核企業連携型	ヤンマーホールディングス(株) が、 米原市 と共同で先行地域において実施する耕作放棄地でのソーラーシェアリングについて、 他県の農業者を呼び込み 、ソーラーシェアリングのノウハウを他地域へ展開	中核企業連携型	(株)九南、米良電機産業(株) を中心とした「三股町脱炭素きゅうなん隊」が、民間提案制度を活用し、 三股町 の公共施設への太陽光導入及びマイクログリッド構築を行うとともに、 ノウハウを周囲の定住自立圏域市町に展開
地元事業者育成型	石狩市 が、先行地域に選定されたことを契機として、石狩及び空知の森林組合や木材流通業者、重機メーカーなどで構成する協議会を通じ、バイオマス発電への 林地残材の供給のためサプライチェーンを構築	地元事業者育成型	山形県、新潟県、鳥取県などが、国の基準を上回る独自の住宅断熱性能基準を設定するとともに、地元工務店の活用や技術向上研修の実施を通じて、 地元事業者を育成 しながら事業を実施

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を契機とした地域における脱炭素の基盤構築（波及効果）が顕在化している事例



○令和4年度よりスタートした脱炭素先行地域、重点対策加速化事業の取組の波及効果が顕在化している事例がある。

<脱炭素先行地域>

<p>横浜市</p>	<p>横浜市が、先行地域づくり事業において、エネルギー需要量の高いみなとみらい21地区の商業施設の脱炭素化に当たり、東北13市町村等からの再エネ電気調達を実施し、東京電力エナジーパートナーが再エネ電気プラン（はまっこ電気Plus）を組成</p> <p>↳ 当該再エネ電気プランについては、市及び東電EPが市内全域の事業者にはPRを展開しており、先行地域外の事業者において当該メニューが既に活用されている</p>
<p>尼崎市</p>	<p>尼崎市の先行地域において、阪神電気鉄道(株)と共同してゼロカーボンベースボールパークの開業及び市内の阪神電鉄の駅(6駅)とバス(26台)等の脱炭素化を実施</p> <p>↳ 脱炭素への取組意義が再確認され、先行地域の取組みを契機として、グループ会社である阪急電鉄(株)とともに2025年4月から2社の鉄道事業の全ての電力（全線（約193km）・全駅）を脱炭素化することが決定され、2024年8月に公表</p>
<p>米子市・境港市 鳥取市</p>	<p>山陰合同銀行が、鳥取県内の先行地域づくり事業を契機として、全額出資のごうぎんエナジーを設立して同県で不足するPPA事業者として参画し、鳥取県内の先行地域において公共施設でのオンサイトPPA、耕作放棄地でのオフサイトPPAを実施</p> <p>↳ ごうぎんエナジーが、先行地域づくり事業で蓄積したノウハウを活かし、鳥根県・岡山県において太陽光発電設備のPPA事業を展開</p>
<p>球磨村</p>	<p>球磨村の地域新電力（(株)球磨村森電力）が、先行地域づくり事業で個人・事業者・公共施設向け太陽光発電施設をPPA方式で導入するとともに、蓄電池を活用した最適な充放電制御システムを構築し、再エネの地産地消を推進</p> <p>↳ 近隣の五木村において、PPA事業及び充放電制御等のノウハウを活かした再エネの地産地消に係る事業を実施するため、球磨村森電力が出資して地域新電力（(株)五木源電力）を設立し、村と再エネ導入に係る連携協定を締結（公共施設でのオンサイトPPAの契約締結済）</p>

<重点対策加速化事業>

<p>三重県</p>	<p>三重県が、重点事業を契機に、太陽光発電設備・蓄電池についての共同購入事業（個人・事業者が対象）を開始</p> <p>↳ 共同購入事業は重点事業に限らず県内全域で展開し、重点事業における設備導入のみならず、重点事業を活用しない設備導入が既に実施され、共同購入事業の平均で2～3割程度の価格低減効果が確認されている</p>
------------	--

地域脱炭素推進交付金

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度要求額 76,221百万円 (42,520百万円)】環境省
【令和5年度補正予算額 (13,500百万円)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

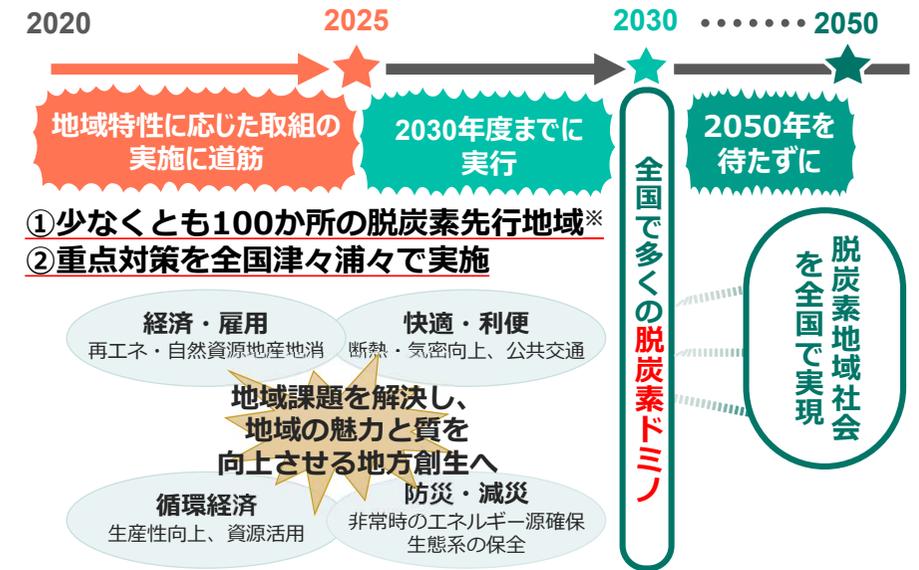
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

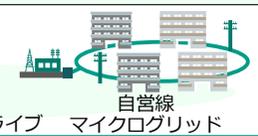
<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る [①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。]	民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ○経済成長に資する地域の脱炭素への移行を加速化するための経費については、予算編成過程において検討する		



地域レジリエンス事業

- **地域防災計画により避難施設等に位置づけられた公共施設**への再エネ設備の導入は、平時の脱炭素化に加え、災害時の業務継続を始め被災者対応の観点からも重要。「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」（令和2年12月11日閣議決定）において「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」に取り組むこととしている。
- このため、環境省では、「**地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業**」により**避難施設等への再エネ設備等の導入を支援**。
- <補助率>
①都道府県・指定都市※ 1/3 ②市町村（太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合）1/2 ③市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島 2/3 ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

避難施設への再エネ導入の事例①

※前身の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」、
「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」による支援事例

石川県珠洲市

施設名 : 珠洲市役所
導入設備 : 太陽光発電、蓄電池

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、震災対応に集まった職員が災害対応業務を進めることができた。

珠洲市役所における太陽光パネル、蓄電池の設置状況



写真提供：珠洲市

石川県輪島市

施設名 : 河井小学校 ほか28施設
導入設備 : ソーラー街路灯（避難誘導灯）

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・避難所へ通じる避難路にソーラー街路灯（避難誘導灯）を設置したことで、避難所までの円滑かつ安全な避難に寄与。

河井小学校におけるソーラー街路灯設置状況



写真提供：輪島市

災害時に効果を発揮した事例② -令和4年福島県沖地震-

- 令和4年3月16日に福島県沖を震源とする地震(最大震度6強)により、広域にわたって停電が発生した。
- 環境省補助事業の支援を受け、避難施設等に太陽光および蓄電池を導入した桑折町と美里町は、蓄電池からの電源供給を受け、速やかな避難所設営により避難者の受入準備が可能となり、桑折町では、避難者の受入まで実施した。

福島県桑折町

施設名 : 桑折町役場
導入設備 : 太陽光、蓄電池

<災害時の活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、町役場の必要照明を確保し、避難者の受入を実施。
- ・避難者に対して携帯電話の充電スポットを提供。

発災当時の桑折町役場の状況



太陽光パネルの設置



写真提供 : 桑折町

※令和2年度地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(環境省)を活用

宮城県美里町

施設名 : 駅東地域交流センター
導入設備 : 太陽光、蓄電池

<災害時の活用状況>

- ・蓄電池へ充電した電力を用いて、避難所に必要な電力をまかない、円滑に避難者の受入準備を実施。

発災当時の駅東地域交流センターの状況

<停電時>



<蓄電池使用時>



写真提供 : 美里町

※令和2年度地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(環境省)を活用

災害時に効果を発揮した事例③ -令和元年房総半島台風-

- 令和元年9月に発生した台風15号において、千葉県内で大規模停電が発生。
- 環境省補助事業の支援を受け、避難施設等に再エネ設備等を導入した自治体において、停電時にも電力が供給され、台風の翌日から避難施設としての機能が発揮された。

千葉県木更津市

施設名 : 道の駅「うまいたの里」
導入設備 : 太陽光、蓄電池

<災害時の活用状況>

・停電時にも電力が供給され、台風の翌日から避難施設としての機能が発揮された。

道の駅「うまいたの里」における設置状況



「道の駅木更津うまいたの里」空撮



出典 : スマートソーラー株式会社 プレスリリース

※平成27年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（環境省）を活用

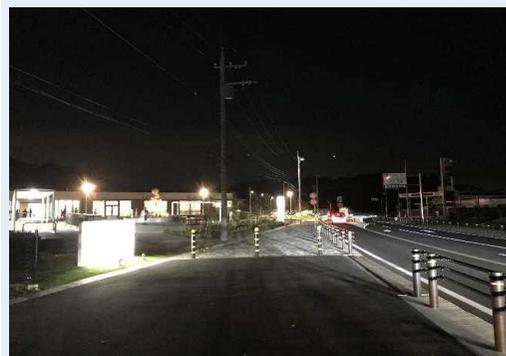
千葉県睦沢町

場所 : むつざわスマートウェルネスタウン
導入設備 : 太陽光、太陽熱温水器、ガスコジェネ

<災害時の活用状況>

・道の駅の温泉施設において、停電で電気・ガスが使用できない周辺住民に対し、温水シャワー・トイレ・携帯電話充電の無料提供。

道の駅の様子



出典 : CHIBAむつざわ
エナジーウェブページプレスリリース

長蛇の列となった温泉施設



出典 : ANN NEWS

※「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業）」を受けて実施

計画づくり・人材支援



【令和7年度要求額 2,000百万円（758百万円）】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■ 事業形態

(1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）

(1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■ 補助・委託対象

(1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

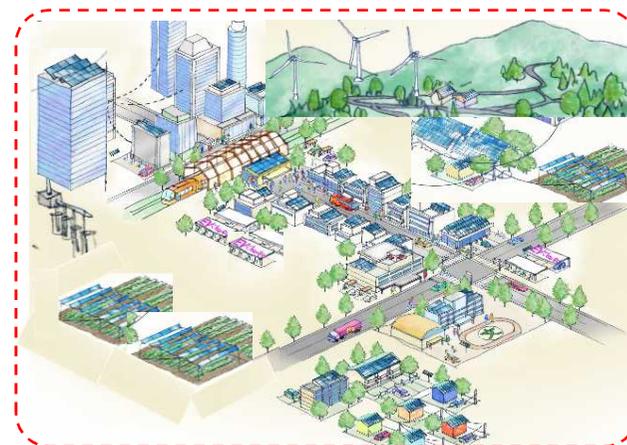
■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、
(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

<人材育成> 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- 地域脱炭素を推進するため、**地域において主体的に脱炭素に取り組む人材の育成・確保**が必須。
- 環境省では、自治体向けの中核人材の育成・派遣、企業への脱炭素推進のためのアドバイザーの育成を推進

自治体向け中核人材の育成・派遣

【オンライン連続講座】

地域脱炭素の考え方・ノウハウを自治体等地域人材にインプット

基礎講座：R3～R5でのべ2,500人以上参加
実践講座(地域新電力)：R3～R5でのべ1,400人以上参加

【ネットワーキングイベント】

地域脱炭素に取り組みたい地方公共団体と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する民間事業者との間で人的ネットワークを構築

R4年度：参加した18自治体中4団体、7件協業決定
 (1年後時点)
R5年度：参加した30自治体中7団体、10件協業決定
 (4か月後時点)

【脱炭素まちづくりアドバイザー派遣】

地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザー（企業、地域新電力、先進自治体職員等）を地方公共団体に派遣

R5年度の派遣数：28地方公共団体
R6年度の予定数：80件を採択予定

企業への脱炭素推進のためのアドバイザーの育成

- 脱炭素に関する人材育成促進を目的として、**環境省による「脱炭素アドバイザー」資格制度の認定事業を創設**（2023年10月より認定）し、ガイドラインに適合した適切な民間資格の取得を促す。
- これまで**7つの民間資格制度を認定**（2024年10月末時点）
- **企業内部でサステナビリティや脱炭素等の対応を行う担当者や、金融機関の営業職、自治体の職員、経営コンサル業の方々**など、幅広い業種における脱炭素人材育成をサポートしていく。

	資格制度の名称（五十音順）	運営事業者
ベーシック (2023年 10月1日 認定)	サステナブル経営サポート	株式会社 経済法令研究会 (銀行業務検定協会)
	サステナビリティ検定 「サステナビリティ・オフィサー」	一般社団法人 金融財政事情研究会
	炭素会計アドバイザー 資格3級	一般社団法人 炭素会計アドバイザー協会
	GX検定 ベーシック	株式会社スキルアップNeXt
	SDGs・ESG金融	株式会社 銀行研修社
アドバンスト (2024年 9月1日 認定)	JCNA カーボンニュートラル・アド バイザー・アドバンスト	一般社団法人 日本カーボンニュートラル協会
	GX 検定 アドバンスト	株式会社スキルアップNeXt

脱炭素まちづくりアドバイザー派遣制度



- 地域で脱炭素事業を実施した経験ある実務家や行政職員など**地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザーを地方公共団体に派遣**し、助言等を実施
- 派遣形式は**スポット型（現地訪問 1 回 + 事前事後のオンラインMTG）**と**伴走型（現地 2 回 + オンラインMTG 4 回）**の2種類

R 6 年度選定自治体の一覧 (11月13日現在)

※ R 6 年度は80自治体採択予定

地方公共団体名	派遣アドバイザー	地方公共団体名	派遣アドバイザー	地方公共団体名	派遣アドバイザー	地方公共団体名	派遣アドバイザー
【一次公募】		長野県佐久穂町	上保裕典	福岡県みやま市	中島一嘉	埼玉県久喜市	八林公平
北海道中富良野町	上山隆浩	三重県伊勢市	廣田潤	福岡県古賀市	横尾将	長野県阿智村	中島大
北海道美瑛町	高松重和	岐阜県恵那市	服部乃利子	福岡県豊前市	横尾将	山梨県	小西豊樹
北海道三笠市	藤田浩司	彦根愛知犬上広域行政組合	横尾将	長崎県五島市	木村誠一郎	愛媛県新居浜市	藤田浩司
北海道浦幌町	宇山生朗	兵庫県高砂市	榎原友樹	熊本県宇土市	本村勇一郎	香川県土庄町	木原浩貴
青森県青森市	前原充宏	兵庫県西宮市	河野裕之	大分県臼杵市	横尾将	長崎県平戸市	中島一嘉
岩手県遠野市	中島大	滋賀県長浜市	佐藤直己	鹿児島県いちき串木野市	横尾将	福岡県八女市	本村勇一郎、中島一嘉
秋田県三種町	佐藤直己	奈良県	秋田大介、及川斉志	宮崎県延岡市	小西豊樹	福岡県直方市	中嶋崇史
山形県高畠町	松村寿弘	奈良県宇陀市	河野裕之	熊本県天草市	中嶋崇史	宮崎県宮崎市	中嶋崇史
山形県山形市	佐藤直己	鳥取県智頭町	堂屋敷誠	沖縄県嘉手納町	宮城康智	沖縄県浦添市	宮城康智
千葉県南房総市	久木裕	愛媛県久万高原町	稲垣憲治	沖縄県沖縄市	北橋みどり	沖縄県那覇市	河野裕之
静岡県御殿場市	服部乃利子	愛媛県西条市	中島大	【二次公募】			
富山県滑川市	堂屋敷誠	香川県高松市	岡崎修司	北海道羅臼町	小野尚弘		
長野県下諏訪町	谷口信雄	佐賀県	秋田大介	岩手県陸前高田市	稲垣憲治		
長野県 北信地域振興局	谷口信雄	福岡県うきは市	久木裕	埼玉県加須市	八林公平		

金融機関との連携

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による民間投資の促進



○株式会社脱炭素化支援機構は、**国の財政投融资からの出資**と**民間からの出資**からなる資本金（令和6年4月現在289億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融资（リスクマネーの供給）を行う**官民ファンド**。

組織の概要

【設立年月日】2022年10月28日

【代表者】代表取締役社長 田吉 禎彦

【出資金】289億円（民間株主・国の出資額の合計）

○**民間株主**（85社、108.5億円）：

- ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など58機関
- ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社

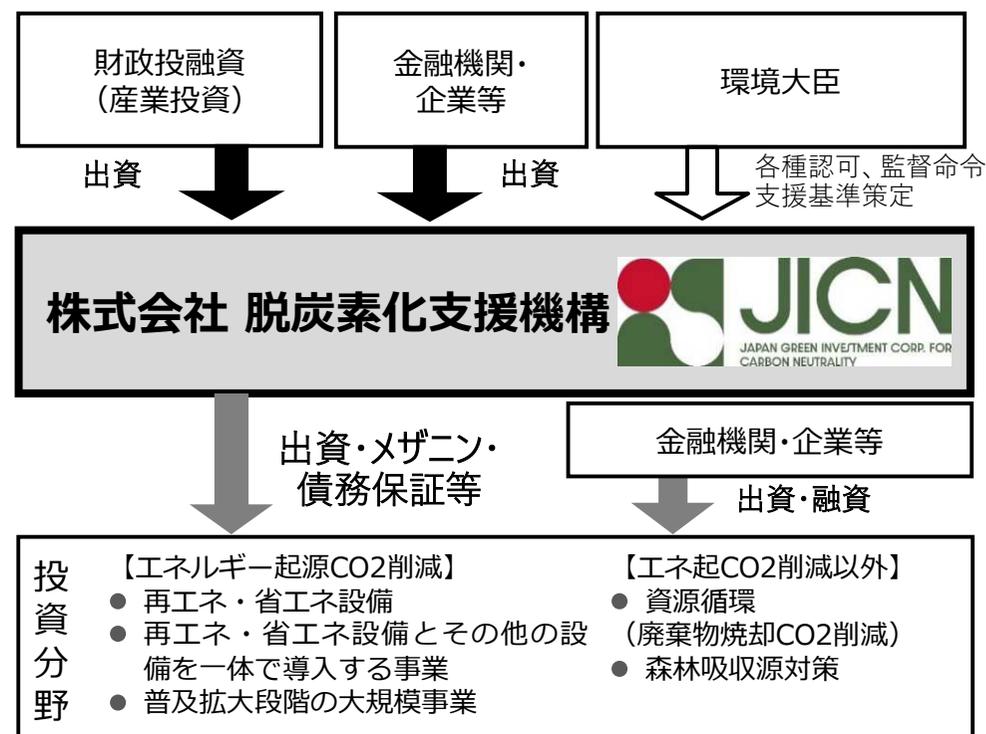
○**国**（財政投融资等、180.5億円）

- ・R5：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R6：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R7要求：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）

支援対象・資金供給手法

○**再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等**、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。

○**出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等**を実施。



(想定事業イメージ例)

- ・地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発
- ・プラスチックリサイクル等の資源循環
- ・火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼
- ・森林保全と木材・エネルギー利用 等

脱炭素に必要な**資金の流れを太く・早く**し、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

(参考) 脱炭素化支援機構 (JICN) 支援決定の事例

■ 株式会社脱炭素化支援機構から、30案件の支援決定を実施 (令和6年10月末現在)

支援決定の事例

株式会社 コベック

<概要>

地元の食品廃棄物を活用したメタン発酵処理及びそのバイオガスを用いた発電事業 (1,000kW)。

支援形態：地域プロジェクト(SPC)支援

出資形態：劣後ローン



メタン発酵による廃棄物処理施設/神戸市

わいた第2地熱発電株式会社 (熊本県小国町における地熱発電事業)

<概要>

熊本県小国町で、新たに地熱発電事業を行うSPCを設立し、発電規模4,995kWの地熱発電所を建設する事業。

※既に隣地にて地熱発電所1号機 (1,995kW) が安定的に稼働中、本件は第2号機

支援形態：プロジェクト

出資形態：劣後ローン



隣地にて稼働中の地熱発電所1号機

WOTA株式会社

<概要>

従来型の大規模上下水道施設に代わる小規模分散型水循環システムの開発、製造、販売。

支援形態：コーポレート (スタートアップ支援)

出資形態：優先株

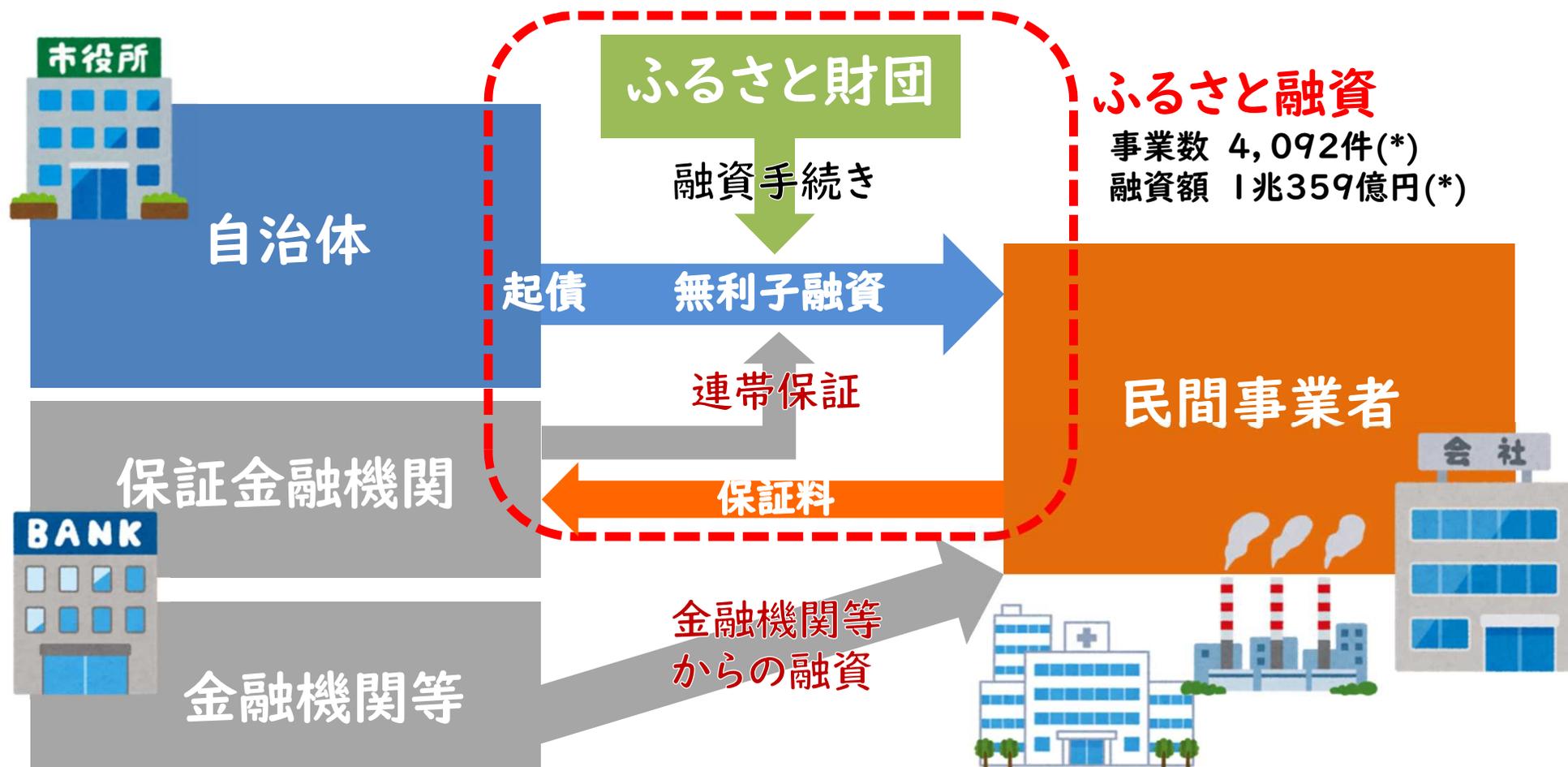
※令和6年度能登半島地震においても、避難所等に展開



持ち運べて15分で設営できる屋外シャワーキット

ふるさと融資(無利子融資)制度の仕組

- ・ふるさと融資(地域総合整備資金貸付)とは自治体が金融機関と共同して、民間事業者の設備投資に対して行う無利子融資
- ・融資先は法人限定、業種は特に制限なし、①公益性のある事業、②一定の収益性のある事業が融資対象
- ・自治体は地方債(利子の75%は地方交付税措置)を発行し、それを原資として民間事業者に無利子で融資(最長20年)
- ・金融機関の連帯保証が必要、民間事業者は金融機関に保証料を支払(自治体が保証料補助を行う場合あり)
- ・融資比率、融資限度額等は次頁「要件一覧」のとおり、令和4年度より脱炭素関連事業につき優遇要件を設定
- ・地域総合整備財団【ふるさと財団】は、融資案件の審査と融資関連手続きにつき自治体から委託を受けている



(*): H1年度~R5年度までの累計実績

令和6年度からのふるさと融資制度

地方のニーズを踏まえ、国内投資の拡大、ローカルスタートアップ支援の強化など地域経済の活性化の観点から、融資比率の引上げ等の制度改革を実施済。

1. 融資比率の引上げ

通常地域 35%⇒50%
過疎地域等 45%⇒60%

2. 融資限度額の引上げ

融資比率の引上げに合わせて増額

3. 融資下限額の引下げ

小規模な起業・創業案件を対象とするため、現行の「300万円」⇒「100万円」に引下げ

4. 手続きの改善

- ① 申込受付回数を年3回⇒4回へ
- ② 申請書類の簡素化

■ 要件一覧

(単位:億円)

		通常地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏 ^(※2) ・ 連携中枢都市圏 ^(※2) ・ 東日本大震災被災地域 ^(※3) ・ 市町村が認定する 「地域脱炭素化促進事業」 ^(※4) ・ (株)脱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業 ^(※4)
都道府県・指定都市	融資比率	50%	60%	60% ^(※2)
	融資限度額	80 ^(※1)	96 ^(※1)	120 ^(※2)
	雇用	5人(再生可能エネルギー電気事業は1人)以上 ^(※4)		
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%
	融資限度額	20 ^(※1)	24 ^(※1)	30
	雇用	1人以上		

(※1): 地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

(※2): 定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については都道府県は対象外

(※3): 岩手県、宮城県、福島県に限定

(※4): 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業については、「1人以上」

地域脱炭素政策の今後の在り方

地域脱炭素政策の今後の在り方

- 中環審・産構審合同会合において、地球温暖化対策計画の見直しに関する議論が開始。
- **地域脱炭素施策については、有識者検討会で議論をとりまとめた上で、温対計画の見直しの中で議論する予定。**併せて、国と地方が一層連携し、共通認識を持ちながら取組を進められるよう、地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会を開催し、課題や今後の方策含め議論を行う。

5月27日
地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会



6月28日
地域脱炭素に関する有識者検討会
*各府省ヒアリング
*地方公共団体ヒアリング
*民間事業者ヒアリング
*金融機関ヒアリング 等

骨子案 10月29日

検討会とりまとめ案
11月14日

検討会とりまとめ

5月14日
環境大臣から、温対計画見直しの議論開始について発表

6月28日
地球温暖化対策計画議論開始
(中環審・産構審合同会合)

年内目途
地球温暖化対策計画素案
(中環審・産構審合同会合)

年度内目処
地球温暖化対策計画改定

11月15日
地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会



地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会について



地域脱炭素政策の推進については、国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップ策定及びこれを踏まえた地球温暖化対策計画の改訂以降、2025年度までの5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく方針に沿って、取組を進めてきた。政府としては、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について、今年度末目途の計画改訂を目指して審議していくこととしており、地域脱炭素政策についても2026年以降の取組について具体化を図る必要があるため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催。

委員名	所属
秋元 考之	芝浦工業大学 建築学部長・教授
皆藤 寛	日本・東京商工会議所 産業政策第二部課長
白戸 康人	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 気候変動緩和策研究領域長
末吉 里花	一般社団法人エシカル協会 代表理事
諏訪 孝治	長野県 環境部長
勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授
竹ヶ原啓介	政策研究大学院大学 教授
谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授
西尾チヅル	筑波大学 副学長

オブザーバー

内閣府（地方創生）、消費者庁、金融庁、文部科学省、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会

開催概要

- 第1回：6月28日（金）
地域脱炭素政策の進捗状況
(環境省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
- 第2回：7月25日（木）
地域脱炭素政策の進捗状況
(環境省及び関係府省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
- 第3回：8月1日（木） 地方公共団体ヒアリング
- 第4回：9月10日（火） 民間事業者等ヒアリング
- 第5回：9月25日（水） 金融機関等ヒアリング
- 第6回：10月8日（火） 論点整理
- 第7回：10月29日（火） 取りまとめ骨子（案）
- 第8回：11月14日（木） 取りまとめ（案）

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要



2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的なものであり、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

顕在化した課題

- 小規模地方公共団体を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となるペロブスカイト太陽電池や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズ**が増加しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

地域脱炭素施策の全体像と方向性

- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る。**
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築**することが重要であり、**地方公共団体が中心**となって、脱炭素の大きな**ムーブメント**を起こし、**脱炭素型地域経済**に移行。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組①～分野横断的な課題への対応～



①地域脱炭素の横展開

- ・地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を示す脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100地域実現するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた事業性・効率性に関わる知見、実践的な具体のノウハウや、地方創生に資する優良事例・課題克服事例を、分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信。

②国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

- ・地方公共団体の事務事業の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、小規模地方公共団体については、都道府県や中枢連携都市圏と共同で実施することを推進。
- ・特に小規模な地方公共団体等の区域の脱炭素化については、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携等による実施を推進。
- ・中小企業等の脱炭素化はこれまでの役割分担を踏まえ都道府県等が主導し、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討。

③情報・技術支援、資金支援、人的支援

(ア) 情報・技術支援

- ・再エネの自家消費分を把握する観点から、国から直接事業者や住民に支出する補助事業での情報について、地域単位で提供することを検討。

(イ) 資金支援の在り方

- ・地域脱炭素推進交付金や地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みによる引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。
- ・新たな技術等を面的に導入する「地域GXイノベーションモデル事業（仮称）」について、2026年度以降の支援を検討。
- ・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）、地方公共団体と連携し、地方創生に資する案件を一層支援。

(ウ) 人的支援・体制強化

- ・地方公共団体への専門人材派遣プールの拡充及び地方環境事務所による人材マッチングを強化。
- ・脱炭素アドバイザー資格認定制度等を促進し、金融機関や中小企業の人材を育成。

④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

- ・再エネ促進区域制度について、インセンティブ強化とともに立地誘導に関する制度的対応を検討。
- ・営農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電等を地域共生型で導入推進。都市と地方との連携を促進。
- ・地方公共団体が関与する地域エネルギー会社への支援を検討。

⑤系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- ・系統増強とともに、蓄電池の導入やマイクログリッドの導入支援等により自家消費・地域消費による再エネの最大限活用を促進
- ・EV等のモビリティや水素等も活用し、DXも活用した高度な地域エネルギーマネジメントシステム（VPP等）を目指すモデルを構築。

⑥新たな技術の地域における実装・需要創出

- ・ペロブスカイト太陽電池の新技术の導入を支援。また、公設試験研究機関等と連携して行う脱炭素と地域経済活性化に資する取組を推進。
- ・更なる環境負荷低減が見込まれるグリーンステール等の製品をグリーン購入法に位置付け、需要を拡大。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組②～個別分野における課題への対応～



① 公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）

- ・複数地方公共団体による公共施設への再エネの共同調達・設置等によりスケールメリットを活かした公共施設等の脱炭素化を加速。
- ・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を加速。
- ・廃棄物処理施設及び上下水道施設も含めた公共施設について、地方公共団体による率行的な取組を加速。

② 住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）

- ・太陽光発電設備設置義務化条例等の先進地方公共団体における知見の横展開を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。
- ・建築物省エネ法に基づく省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられることを念頭に、工務店を始めとする関係者の理解醸成・能力向上等の取組を進めるとともに、断熱窓や高効率給湯器の導入等の省エネ改修の支援を実施。

③ 循環経済への移行を通じた脱炭素化

- ・フードドライブを始めとした食品ロス削減に向けた取組、プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、資源循環高度化法に基づく取組等により循環経済への移行を進める。
- ・廃棄物処理施設の広域化・集約化を促進するとともに、廃棄物発電を促進し、地域エネルギーセンターとしての役割発揮を推進する。
- ・2030年代後半に大量排出が懸念されている使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄の制度を検討。

④ 脱炭素型まちづくり

- ・立地適正化計画の実行性向上によりコンパクトシティ化を進めるとともに、改正都市緑地法に基づき緑地確保を促進し、空港・港湾・ダム・道路等のインフラ空間の脱炭素化を促進。
- ・電動車の導入や公共交通への利用転換を通じ、モビリティの脱炭素化を促進。
- ・データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導する施策を推進
- ・コージェネレーションシステム、水素等の熱の脱炭素化による都市GXを促進。

⑤ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- ・みどりの食料システム法に基づく認定の拡大や、クロスコンプライアンスの本格実施等の取組により農林水産業の脱炭素化を図る。
- ・農林水産分野のJ-クレジットの創出拡大を推進。

⑥ 脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）

- ・カーボンフットプリント表示の共通化に向けた取組により温室効果ガス排出量の見える化や消費者の行動変容を推進するとともに、「デコ活」を推進。
- ・住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラムを地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会（第2回）

【地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会】

日時：令和6年11月15日(金)16:00～17:00

場所：環境省省議室（中央合同庁舎第5号館24階）

出席者：環境省 浅尾 慶一郎（環境大臣）
中田 宏（環境副大臣）
小林 史明（環境副大臣）
五十嵐 清（環境大臣政務官）
山梨県知事 長崎 幸太郎（全国知事会 脱炭素・地球温暖化対策副本部長）
稲城市長 高橋 勝浩（全国市長会 環境対策特別委員会委員長）※オンライン参加
葛巻町長 鈴木 重男（全国町村会副会長）



参考（財政支援等）



【令和7年度要求額 5,000百万円 (2,000百万円)】

【令和5年度補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの付帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

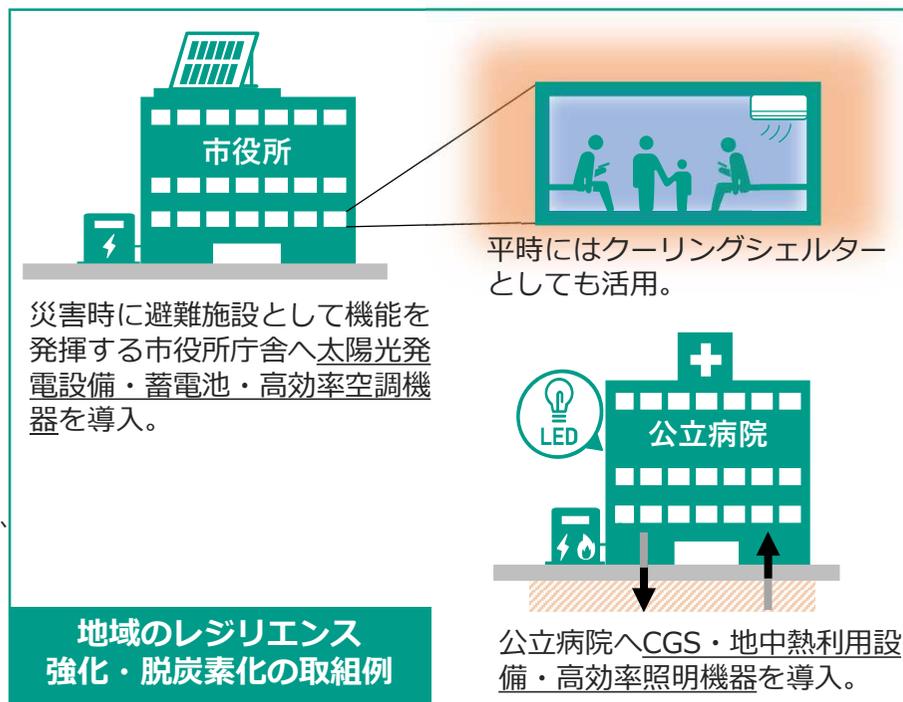
■ 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■ 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等
- ← 導入
- ・ 再エネ設備
 - ・ 蓄電池
 - ・ CGS
 - ・ 省CO2設備
 - ・ 熱利用設備 等



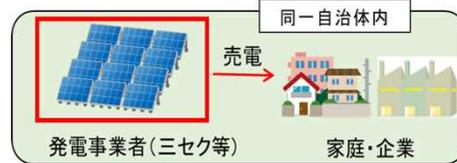
地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車)
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣(派遣経費は地方公共団体金融機構が負担)を一般会計にも拡充

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
 - ・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象(庁舎等は対象外)
 - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象(通常の公用車は対象外)
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 辺地対策事業債(充当率100%、交付税措置率80%)の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備(※)及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
 - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー 設備整備(地域内消費を主目的とする事 業)に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

地方財政措置（人材育成）

1. 中小企業のリスキングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

2. 地方公務員のリスキングに係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

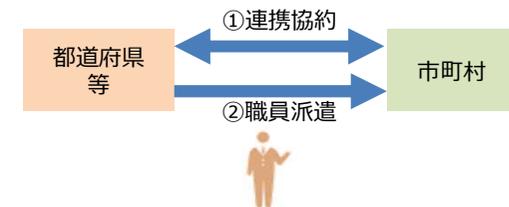
特別交付税措置（措置率0.5）

- 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合は対象。

3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



- 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）



【令和6年度予算額 3,329百万円（3,685百万円）】
 【令和5年度補正予算額 4,034百万円】

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。
 ※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

- CO₂削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）**
 中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
 ※ CO₂ 排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO₂型設備更新支援**
 - 標準事業** CO₂排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：1億円）
 - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：5億円）
 - i) 電化・燃料転換 ii) 4,000t-CO₂/年以上削減 iii) CO₂排出量を30%以上削減
 - 中小企業事業** 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援（補助上限：0.5億円）
 - i) 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂(円) ii) 補助対象経費の1/2(円)
- 企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助全体上限5億円）**
 Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO₂排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）
- 補助事業の運営支援（委託）**
 CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③ 間接補助事業 ④ 委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

① CO₂削減計画策定支援 ② 省CO₂型設備更新支援

事業者	支援・補助
CO ₂ 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO ₂ 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助
CO ₂ 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO ₂ 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



③ 企業間連携先進モデル支援





設備導入支援

くわしく見る ▼



計画策定等支援

くわしく見る ▼



人材支援

くわしく見る ▼



情報提供等支援

くわしく見る ▼



その他支援

くわしく見る ▼



地方財政措置

くわしく見る ▼



脱炭素地域づくり支援サイト

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>